

貯水槽水道及び飲用井戸等に係る衛生管理状況について

1. 調査内容

(1) 簡易専用水道の衛生管理状況

水道法第34条の2で定められている簡易専用水道の管理の検査の受検状況、検査事項の不適合状況等について調査を行った。

(2) 小規模貯水槽水道の衛生管理状況

小規模貯水槽水道（貯水槽の有効容量が10m³以下のもの）について、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の条例・要綱等の制定状況、施設数並びに検査実施状況等の調査を行った。

(3) 飲用井戸等の衛生管理状況

水道法の規制を受けない水道であって、人の飲用に用いられているものについて、厚生労働省では、飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年1月29日付衛水第12号、平成16年1月22日最終改正）において都道府県等に対して適正管理について通知している。また、条例、要綱等を制定する都道府県等についてはそれぞれの例規に基づき指導がなされている。条例・要綱等の制定状況、飲用井戸等の水質検査結果等について調査を行った。

2. 調査方法及び時期

都道府県等の水道担当部局に対し簡易専用水道、小規模貯水槽水道及び飲用井戸について、平成18年度の衛生管理状況の調査を実施した。また、登録簡易専用水道検査機関（以下「登録検査機関」という。）に対し、平成18年度の検査実績の調査を実施した。

平成18年度の簡易専用水道の検査実績については、都道府県等から収集した地方公共団体の機関による検査実績、及び、登録検査機関から収集した登録検査機関による検査実績をもとに集計した。

3. 調査結果

(1) 簡易専用水道

簡易専用水道の定期検査の実施施設数及び検査における指摘事項は表1-1、1-2に示すとおりである。また、特に衛生上問題があったために報告された施設についての指摘事項は表1-3、行政による立入検査数は表1-4、都道府県、保健所設置市、特別区別の施設設置状況、検査実施状況等は表1-5、全国の施設数及び受検率の経年変化は図1-1のとおりである。

表1-1 簡易専用水道の設置状況及び検査結果

	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
検査対象施設数	196,381	201,809	206,451	210,913	209,987
検査実施施設数	165,408	167,497	168,087	172,548	166,855
受検率	84.2%	83.0%	81.4%	81.8%	79.5%

注)

- 各都道府県、保健所設置市、特別区毎の受検率は表1-5参照

表1-2 簡易専用水道の検査における不適合内容の推移

項目	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
検査指摘施設数 ^{※1}	68,598	62,431	47,625	61,285	59,745
検査指摘率 ^{※2}	41.5%	37.3%	28.3%	35.5%	35.8%
施設の外観検査	水槽の周囲の状態	24.6%	25.7%	17.4%	17.9%
	受水槽本体の状態	16.2%	18.1%	18.5%	15.5%
	受水槽上部の状態	9.6%	10.1%	7.7%	9.3%
	受水槽内部の状態	11.1%	13.0%	11.8%	11.8%
	マンホールの状態	20.4%	21.3%	20.7%	20.0%
	オーバーフロー管の状態	13.0%	13.5%	12.2%	11.0%
	通気管の状態	14.6%	15.1%	14.8%	13.8%
	水抜き管の状態	9.2%	10.9%	9.3%	9.7%
	高置水槽本体の状態	10.6%	10.1%	9.4%	10.4%
	高置水槽上部の状態	2.1%	2.2%	2.6%	3.1%
高置水槽	高置水槽内部の状態	8.1%	8.8%	9.7%	9.4%
	マンホールの状態	16.6%	16.2%	16.5%	16.2%
	オーバーフロー管の状態	8.4%	8.4%	8.1%	7.9%
	通気管の状態	16.0%	15.6%	14.2%	15.1%
	水抜き管の状態	3.5%	3.8%	3.3%	2.8%
	他 給水管等の状態	3.0%	3.0%	1.1%	1.6%
水質検査	臭気	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	味	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	色	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%
	色度	-	-	0.1%	0.1%
	濁度(濁り含む)	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%
	残留塩素	1.0%	0.9%	1.5%	0.8%
書類の整備保存の状況		35.2%	35.2%	23.9%	30.5%
					31.3%

注)

※1：検査指摘施設数は、検査機関から上記23項目についての指摘を受けた施設数

※2：検査指摘率は、検査実施施設数に対する検査指摘施設数の割合

- 検査項目別の指摘率は、検査指摘施設数に対する割合（複数回答あり）

表1-3-1 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があつた」ために報告された内容の推移

項目		平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
報告施設数 ^{※1}		1,623	1,343	856	738	698
報告率 ^{※2}		0.8%	0.8%	0.5%	0.5%	0.5%
施設の外観検査	受水槽	水槽の周囲の状態	6.7%	7.8%	25.9%	11.1%
	受水槽	受水槽本体の状態	20.1%	22.6%	37.9%	23.4%
	受水槽	受水槽上部の状態	4.6%	4.5%	9.5%	7.5%
	受水槽	受水槽内部の状態	18.7%	25.7%	21.5%	25.3%
	受水槽	マンホールの状態	9.9%	11.8%	32.6%	19.1%
	受水槽	オーバーフロー管の状態	6.2%	10.3%	22.2%	10.2%
	受水槽	通気管の状態	6.2%	8.8%	18.7%	11.8%
	受水槽	水抜き管の状態	3.1%	7.4%	25.5%	6.0%
	高置水槽	高置水槽本体の状態	11.3%	10.6%	20.9%	16.5%
	高置水槽	高置水槽上部の状態	4.6%	3.1%	3.2%	3.8%
水質検査	高置水槽	高置水槽内部の状態	9.7%	9.2%	18.2%	15.6%
	高置水槽	マンホールの状態	9.2%	9.2%	40.8%	20.5%
	高置水槽	オーバーフロー管の状態	4.1%	8.3%	16.1%	10.7%
	高置水槽	通気管の状態	7.5%	8.6%	32.0%	15.9%
	高置水槽	水抜き管の状態	2.2%	3.6%	5.0%	4.7%
	他	給水管等の状態	1.4%	2.1%	1.9%	2.2%
水質検査	臭気	0.1%	0.3%	0.4%	0.3%	0.6%
	味	0.1%	0.1%	0.4%	0.7%	0.3%
	色	0.6%	0.6%	0.5%	1.2%	1.1%
	色度	-	-	2.6%	2.6%	2.0%
	濁度(濁り含む)	0.4%	0.4%	1.2%	0.9%	1.3%
	残留塩素	17.7%	13.3%	18.9%	28.2%	25.9%
書類の整備保存の状況		5.7%	11.3%	11.7%	16.1%	17.2%

注)

※1：平成15年9月末までの報告施設数は、昭和53年6月5日付水道環境部長通知（環水第63号）の規程に基づき、衛生上問題があると認められたため、検査機関から行政庁に対して通報の措置が行われた施設数である。平成15年10月以降の報告施設数は、平成15年7月23日付厚生労働省告示第262号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、設置者から行政庁へ報告の措置が行われた（代行報告等を含む）施設数である。

※2：報告率は、検査実施施設数に対する衛生上問題があるとして報告（通報）された施設数の割合である。
 • 検査項目別の報告率は、報告施設数に対する割合（複数回答あり）

表1-3-2 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		平成 16	平成 17	平成 18
報告施設数 ^{※1}		856	738	698
報告率 ^{※2}		0.5%	0.5%	0.4%
内 訳	汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合	5.1%	2.4%	3.6%
	水槽内に動物等の死骸がある場合	4.7%	6.5%	4.4%
	給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合	20.4%	29.7%	26.4%
	水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がってないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合	4.6%	8.1%	5.4%
	マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合	41.8%	56.1%	47.3%
	その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合	19.6%	16.4%	13.3%

注)

※1： 報告施設数は、平成 15 年 7 月 23 日付厚生労働省告示第 262 号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、設置者から行政庁へ報告の措置が行われた(代行報告等を含む)施設数である。

※2： 報告率は、検査実施施設数に対する衛生上問題があるとして報告(通報)された施設数の割合である。

- ・内訳別の報告率は、報告施設数に対する割合(複数回答あり)

表1-4 簡易専用水道における行政立入検査・指導数

	立入検査件数	改善指導件数		
		口頭指導	文書指導	改善指示
都道府県	5,693	1,584	585	1
保健所設置市	5,065	1,948	1,494	0
特別区	298	36	2	0
合計	11,056	3,568	2,081	1

表1-5 簡易専用水道の設置状況及び検査(平成18年度)

(都道府県) 保健所設置市、特別区を除く

	検査対象 箇所数	検査実施 箇所数	受検率 (%)
北海道	2,821	2,173	77.0
青森	811	794	97.9
岩手	1,993	1,194	59.9
宮城	1,395	1,268	90.9
秋田	579	550	95.0
山形	1,307	1,190	91.0
福島	1,677	1,137	67.8
茨城	3,359	2,637	78.5
栃木	1,759	1,211	68.8
群馬	2,460	1,888	76.7
埼玉	10,574	6,006	56.8
千葉	5,898	5,404	91.6
東京	8,436	7,866	93.2
神奈川	4,250	3,847	90.5
新潟	1,766	1,538	87.1
富山	499	438	87.8
石川	623	518	83.1
福井	604	581	96.2
山梨	1,361	1,076	79.1
長野	1,764	1,384	78.5
岐阜	1,223	1,222	99.9
静岡	3,226	2,659	82.4
愛知	4,341	3,947	90.9
三重	1,616	1,241	76.8
滋賀	2,124	1,731	81.5
京都	1,661	1,137	68.5
大阪	7,392	6,592	89.2
兵庫	4,246	3,872	91.2
奈良	1,208	233	19.3
和歌山	499	490	98.2
鳥取	798	798	100.0
島根	875	730	83.4
岡山	487	457	93.8
広島	1,375	1,121	81.5
山口	1,185	812	68.5
徳島	1,064	641	60.2
香川	715	603	84.3
愛媛	1,223	752	61.5
高知	276	268	97.1
福岡	1,891	1,782	94.2
佐賀	1,233	1,048	85.0
長崎	573	504	88.0
熊本	474	469	98.9
大分	563	530	94.1
宮崎	430	391	90.9
鹿児島	935	868	92.8
沖縄	2,768	2,637	95.3
合計	98,337	80,235	81.6

本表は、保健所設置市、特別区を除いた

各都道府県の検査実績を示す。

(保健所設置市)

	検査対象 箇所数	検査実施 箇所数	受検率 (%)
札幌	4,253	3,279	77.1
小樽	254	229	90.2
函館	423	351	83.0
旭川	438	374	85.4
青森	462	393	85.1
仙台	4,209	3,162	75.1
秋田	529	471	89.0
郡山	748	558	74.6
いわき	450	337	74.9
宇都宮	1,195	725	60.7
さいたま	3,011	1,950	64.8
川越	746	515	69.0
千葉	1,635	1,424	87.1
船橋	1,066	895	84.0
八王子	854	103	12.1
横浜	9,221	8,234	89.3
川崎	3,438	2,999	87.2
横須賀	602	514	85.4
藤沢	904	698	77.2
相模原	1,064	1,048	98.5
新潟	1,505	1,380	91.7
富山	438	374	85.4
金沢	469	411	87.6
長野	429	397	92.5
岐阜	372	366	98.4
静岡	1,268	1,145	90.3
浜松	1,079	961	89.1
名古屋	5,552	5,224	94.1
豊橋	525	437	83.2
豊田	536	425	79.3
岡崎	372	372	100.0
京都	3,631	3,448	95.0
大阪	8,266	1,376	16.6
堺	1,156	833	72.1
東大阪	819	605	73.9
高槻	349	286	81.9
神戸	2,880	2,471	85.8
尼崎	932	832	89.3
西宮	1,305	1,199	91.9
姫路	1,130	1,064	94.2
奈良	609	89	14.6
和歌山	676	562	83.1
岡山	1,124	1,005	89.4
倉敷	485	445	91.8
広島	3,044	2,254	74.0
吳	435	322	74.0
福山	681	476	69.9
下関	498	399	80.1
高松	431	424	87.8
松山	4,708	4,361	48.3
高知	440	426	96.8
福岡	4,760	4,408	92.6
北九州	2,985	2,159	72.3
大牟田	123	120	97.6
長崎	684	623	91.1
佐世保	398	287	72.1
熊本	1,096	1,047	95.5
大分	716	637	89.0
宮崎	467	423	90.6
鹿児島	924	880	95.2
合計	90,631	69,738	76.9

(特別区)

	検査対象 箇所数	検査実施 箇所数	受検率 (%)
千代田	1,788	1,093	61.1
中央	863	561	65.0
港	1,674	1,094	65.4
新宿	1,429	1,314	92.0
文京	620	531	85.6
台東	560	484	86.4
墨田	497	347	69.8
江東	1,116	928	83.2
品川	897	732	81.6
目黒	467	433	92.7
大田	1,231	988	80.3
世田谷	1,219	1,183	97.0
渋谷	1,071	896	83.7
中野	471	323	68.6
杉並	569	472	83.0
豊島	786	591	75.2
北	592	515	87.0
荒川	363	333	91.7
板橋	1,089	935	85.9
練馬	1,030	741	71.9
足立	1,064	992	93.2
葛飾	802	713	88.9
江戸川	821	683	83.2
合 計	21,019	16,882	80.3

(合計)

	検査対象 箇所数	検査実施 箇所数	受検率 (%)
都道府県	98,337	80,235	81.6
保健所設置市	90,631	69,738	76.9
特別区	21,019	16,882	80.3
合 計	209,987	166,855	79.5
平成17年度	210,913	172,548	81.8

注:特別区内のビル管理法が適用される簡易専用水道の一部(延べ床面積10,000m²以上)については、東京都分として計上した。

※検査実施施設数は、都道府県等から収集した地方公共団体の機関による検査実績と登録検査機関から収集した登録検査機関による検査実績の合計

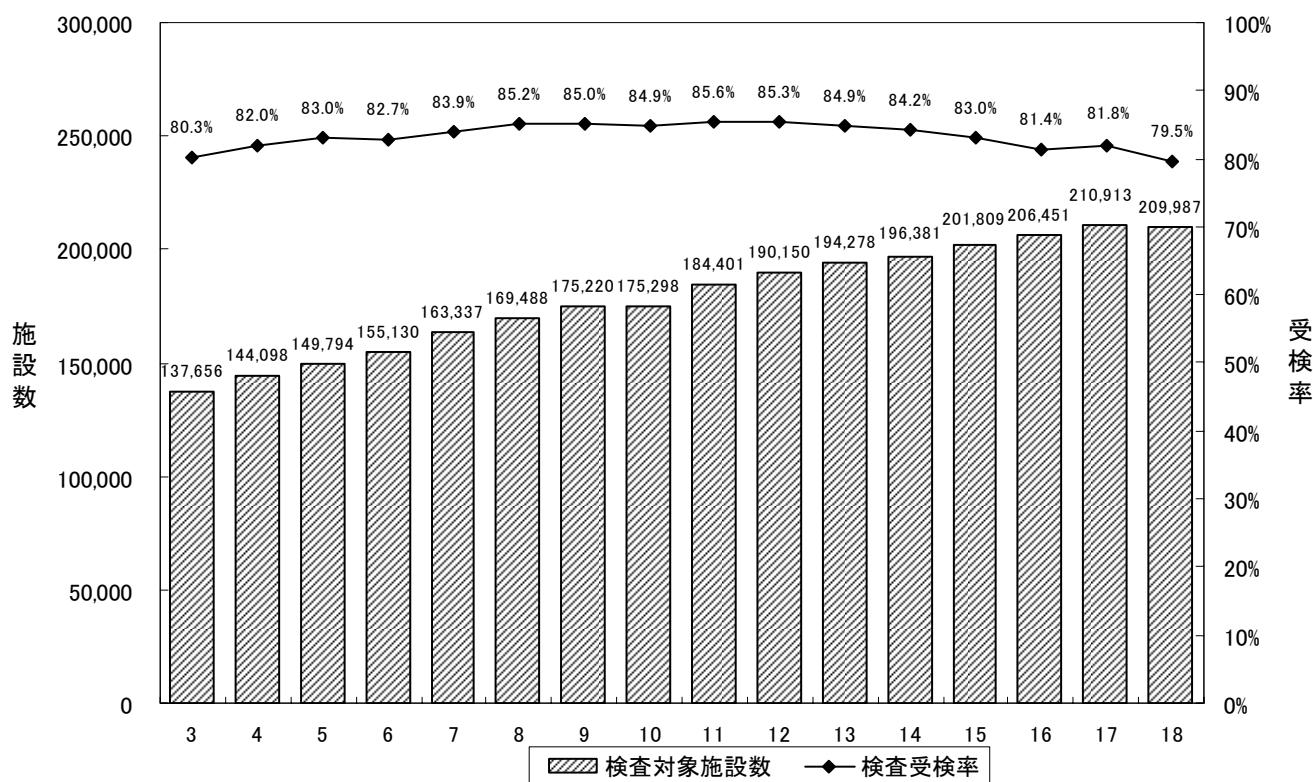


図1-1 簡易専用水道の検査対象施設数、検査受検率経年変化

(2)小規模貯水槽水道

小規模貯水槽水道については、都道府県等において条例、要綱等による受検指導等が実施されている。実施された検査の状況について、都道府県等より報告のあったものを表2-1、2-2に示す。また、小規模貯水槽水道に係る条例、要綱等の制定状況は表2-3のとおりである。

表2-1 小規模貯水槽水道の設置状況

	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
施設数	768,426	890,470	907,055	888,469	894,203
検査実施施設数	25,156	31,159	26,411	27,125	25,608

表2-2 小規模貯水槽水道の検査における不適合内容の推移

		平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
検査指摘施設数		11,047	14,014	9,498	10,014	9,064
検査指摘率		43.9%	45.0%	36.0%	36.9%	35.3%
施設の外観検査	受水槽	水槽の周囲の状態	9.5%	12.1%	6.4%	10.0%
		受水槽本体の状態	3.2%	9.5%	2.9%	3.2%
		受水槽上部の状態	1.6%	28.1%	1.1%	1.6%
		受水槽内部の状態	10.0%	9.1%	7.6%	11.3%
		マンホールの状態	16.2%	17.2%	11.1%	19.8%
		オーバーフロー管の状態	11.8%	10.4%	7.1%	12.7%
		通気管の状態	3.9%	4.3%	3.8%	4.0%
		水抜き管の状態	2.9%	3.7%	3.2%	4.8%
高置水槽		高置水槽本体の状態	2.7%	3.2%	2.1%	3.2%
		高置水槽上部の状態	0.4%	1.6%	0.7%	0.8%
		高置水槽内部の状態	4.8%	6.4%	4.8%	6.0%
		マンホールの状態	12.8%	13.7%	9.2%	14.0%
		オーバーフロー管の状態	8.2%	8.0%	5.1%	8.8%
		通気管の状態	4.0%	4.2%	3.3%	4.3%
他		水抜き管の状態	1.1%	1.3%	1.1%	1.8%
		給水管等の状態	0.8%	1.6%	0.3%	0.3%
水質検査		臭気	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
		味	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		色	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%
		色度	-	-	0.1%	0.2%
		濁度(濁りを含む)	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%
		残留塩素	1.1%	2.0%	1.3%	0.8%
		書類の整備保存の状況	19.8%	15.0%	14.4%	32.6%

注)

- 上表の検査指摘施設数は、検査機関から上記23項目についての指摘を受けた施設である。
- 検査項目別の指摘率は検査指摘施設数に対する割合（複数回答あり）

表2-3 小規模貯水槽水道に係る条例・要綱等制定状況 (平成19年4月現在)

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設
青森県	要領	S62.8.21	5m3超
岩手県	要領	H15.3.31	全施設
宮城県	条例	S50.7.1	5m3超
秋田県	要領	S62.4.1	全施設
山形県	要領	H3.11.20	全施設
福島県	条例	S54.10.1	5m3超
	要領	H1.10.1	全施設
茨城県	条例	S56.4.1	5m3以上
栃木県	要領	H1.6.15	全施設
群馬県	要領	S48.1.15	全施設
埼玉県			
千葉県	条例	S37.6.1	50人以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
新潟県	要綱	H14.10.18	全施設
富山县			
石川県	要領	S63.4.1	全施設(天水を利用する施設は除く)
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	要領	H18.4.1	全施設
長野県	要綱	S61.11.1	全施設
岐阜県			
静岡県			
愛知県	要領	S62.4.1	全施設
	要領	H3.4.1	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設
京都府	要領	H7.7.26	全施設
大阪府	要領	H3.6.1	全施設
兵庫県	要領	H17.4.1	全施設
奈良県			
和歌山县			
鳥取県	要領	H3.7.24	全施設
島根県			
岡山县	要領	H15.4.1	全施設
広島県	要領	H5.12.1	全施設
山口県			
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設
愛媛県	要領	S62.7.1	全施設
高知県	要領	H3.1.1	全施設
	要領	H9.8.1	全施設
福岡県	要領	S63.4.1	全施設
佐賀県			
長崎県	要領	S59.7.1	全施設
熊本県			
大分県	要綱	S60.4.1	全施設
宮崎県	要領	H19.4.1	全施設
鹿児島県	要領	H18.4.1	全施設
沖縄県	要領	S60.7.15	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
小樽市	要領	H1.1.20	全施設
函館市	要領	H1.5.1	全施設
旭川市	要領	H18.4.1	全施設
青森市	要領	H19.4.1	5m3超
仙台市	要綱	H12.4.1	5m3以下
秋田市	要領	H10.4.1	全施設
郡山市	条例	H9.4.1	5m3超
	要領	H12.4.1	5m3以下
	条例	S44.10.17	全施設
宇都宮市	要領	H14.4.1	全施設
さいたま市	条例	H15.4.1	全施設
川越市	条例	H15.4.1	全施設
千葉市	条例	H4.4.1	全施設
	要領	H12.6.1	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
横浜市	条例	H4.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H10.4.1	〃
川崎市	条例	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	S62.12.8	〃
横須賀市	条例	H8.3.27	全施設
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
新潟市	要綱	H15.4.1	全施設
富山市			
金沢市	要領	H16.4.1	全施設
長野市	要綱	H17.1.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.4.1	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	H15.4.1	全施設
名古屋市	要綱	S.52.1.1	全施設
豊橋市	要領	H12.4.1	全施設
	条例	H15.4.1	全施設
豊田市	その他	H11.1.8	全施設
岡崎市	条例	H15.4.1	全施設
京都都市	要領	H2.10.29	全施設
大阪市	要綱	S60.4.1	全施設
堺市	要綱	H6.4.1	全施設
東大阪市	要領	H3.6.1	全施設
高槻市	要領	H15.4.1	全施設
神戸市	要綱	H11.4.1	全施設
尼崎市	要綱	S60.10.15	全施設
西宮市	要綱	H14.11.22	全施設
姫路市	要綱	H15.4.1	全施設
	要領	H16.4.1	全施設
奈良市			
和歌山市			

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
岡山市	要領	H15.4.1	全施設
倉敷市	要領	H15.4.1	全施設
広島市	要領	H3.9.1	全施設
呉市	要綱	S62.4.1	全施設
福山市	要領	H10.4.1	全施設
下関市	条例	S41.12.27	全施設
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
松山市	(要領)		
高知市	要綱	H10.4.1	全施設
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
北九州市	要領	H15.4.1	全施設
大牟田市	要領	H3.4.1	全施設
長崎市	要綱	H15.4.1	全施設
佐世保市	(要領)		
熊本市	要綱	H5.7.1	全施設
大分市	要綱	H15.4.1	全施設
宮崎市	要領	H15.4.1	全施設
鹿児島市	要領	H15.4.1	全施設

特別区	種類	施行日	対象施設
千代田区	要綱	S59.5.1	全施設
	要領	S59.7.1	全施設
港区	要綱	H6.4.1	全施設
	要領	H6.4.1	全施設
新宿区	要綱	S59.4.1	全施設
文京区	要綱	S59.3.31	全施設
台東区	要綱	S59.6.1	全施設
墨田区	要綱	S60.4.1	全施設
江東区	要綱	S60.6.1	全施設
品川区	要綱	S60.4.1	全施設
	要領	S60.4.1	全施設
目黒区	要綱	S.59.5.1	全施設
	要綱	H8.7.1	延べ面積500m ² 以上
大田区	要綱	S52.4.1	全施設
世田谷区	要綱	H10.4.1	全施設
渋谷区	要綱	H5.6.1	全施設
	要領	H5.6.1	全施設
中野区	要綱	S61.10.30	全施設
杉並区	要綱	S59.5.16	全施設
	要領	S59.6.8	全施設
豊島区	要綱	S59.4.1	全施設
	要領	S59.4.1	全施設
北区	要綱	S59.7.1	全施設
荒川区	要綱	S60.5.1	全施設
板橋区	要綱	S55.9.30	全施設
練馬区	要綱	S59.6.1	全施設
足立区	要綱	S59.5.1	全施設
	要領	H10.11.4	全施設
葛飾区	要綱	S59.9.1	全施設
江戸川区	要綱	S52.5.23	全施設

○ その他貯水槽水道の管理に係る集計結果

貯水槽水道全体の規模別施設数、受検施設数、不適合施設数などの全国計は表2-4のとおりである。また、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の検査において指摘された不適合の区分別割合を図2-1、2-2に示す。

表2-4 貯水槽水道衛生管理状況一覧表(平成18年度全国計)

		施設数	検査実施 施設数	受検率	検査指摘 施設数	検査 指摘率
小規模 貯水槽 水道	全 体 計	894,203	25,608	2.9%	9,048	35.3%
	5 m ³ < V ≤ 10 m ³	147,211	11,412	7.8%	3,971	34.8%
	0 m ³ < V ≤ 5 m ³	588,730	5,906	1.0%	2,266	38.4%
	3 m ³ < V ≤ 5 m ³	156,184	1,723	1.1%	848	49.2%
	0 m ³ < V ≤ 3 m ³	45,996	1,633	3.6%	720	44.1%
簡易 専用 水道	全 体 計	209,987	166,855	79.5%	59,745	35.8%
	100 m ³ < V	7,143	5,177	72.5%	1,585	30.6%
	80 m ³ < V ≤ 100 m ³	5,104	3,810	74.6%	937	24.6%
	60 m ³ < V ≤ 80 m ³	7,317	5,664	77.4%	1,535	27.1%
	40 m ³ < V ≤ 60 m ³	17,946	14,385	80.2%	4,257	29.6%
	20 m ³ < V ≤ 40 m ³	58,686	46,696	79.6%	14,776	31.6%
	10 m ³ < V ≤ 20 m ³	87,964	63,499	72.2%	22,291	35.1%

注)

- 「全体計」のうち、貯水槽の容量を把握している施設数を表に示しているため、容量毎の施設数の合計と全体計は必ずしも一致しない。

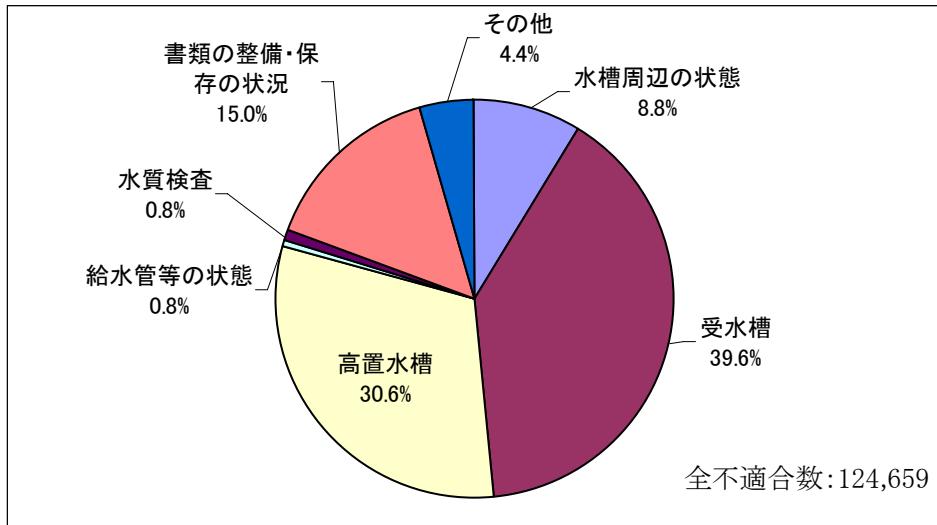


図2-1 簡易専用水道の不適合項目区分割合(平成 18 年度)

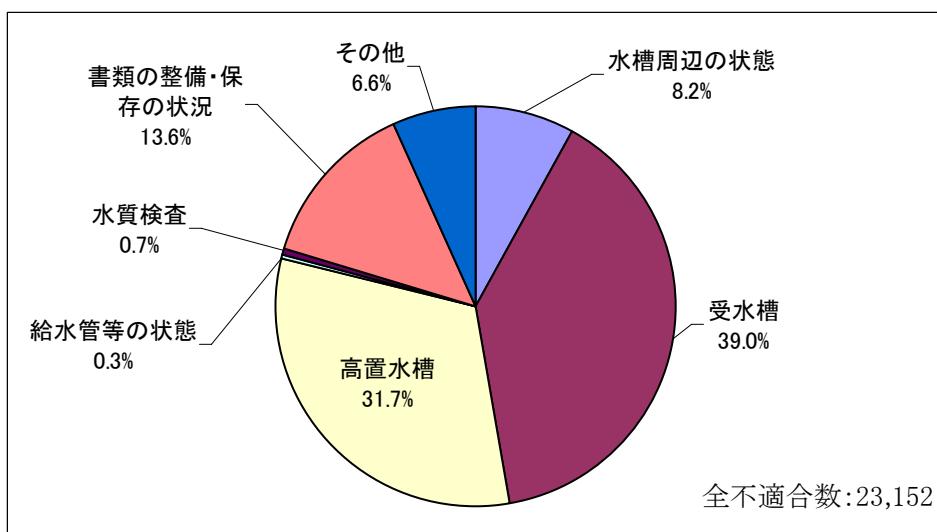


図2-2 小規模貯水槽水道の不適合項目区分割合(平成 18 年度)

注)

- 図2-1は表1-2、図2-2は表2-2に示す指摘件数を区別別に集計し、その総計に対する百分率である。
- その他とは、地方公共団体の機関及び登録検査機関が独自に規定した検査項目である。

(3)飲用井戸等に係る衛生管理状況

各水質基準項目の水質検査状況並びに水質基準超過井戸の対応状況は、表3-1から3-6、図3-1から3-2のとおりである。また、条例等による規制別飲用井戸水質検査実施状況は表3-7、都道府県等が実施した設置者への啓発・指導等の実施状況は表3-8、飲用井戸等に係る条例、要綱等の制定状況は表3-9のとおりである。

① 一般項目水質検査状況

表3-1 一般項目^{※1}に係る水質検査状況

	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
検査井戸数 ^{※2}	79,054	96,911	64,803	54,029	55,752
基準超過井戸数(超過率 ^{※3})	30,118 (38.1%)	37,472 (38.7%)	17,129 (26.4%)	12,691 (23.5%)	14,833 (26.6%)
一般細菌	11,319 (15.7%)	10,919 (12.2%)	7,794 (12.8%)	6,024 (13.1%)	6,619 (13.5%)
大腸菌(群)	23,189 (31.8%)	27,180 (30.1%)	4,959 (8.2%)	3,007 (6.6%)	2,985 (6.1%)
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	4,984 (7.2%)	5,757 (6.4%)	3,258 (5.7%)	2,902 (6.3%)	2,672 (5.6%)
その他項目 ^{※1}	3,205 (13.7%)	9,714 (12.4%)	7,010 (8.3%)	5,055 (7.1%)	6,161 (7.9%)

表3-2 一般項目の水質基準超過井戸の対応状況

年 度	対 応 状 況 ^{※4}									
	専 用 井 戸 ^{※5}					併 用 井 戸 ^{※5}				
	水道加入	煮沸	消毒	その他	計	飲用中止	煮沸	消毒	その他	計
平成14	592	7,188	2,440	1,699	11,919	4,596	2,617	1,114	432	8,759
平成15	713	6,800	2,406	1,734	11,653	4,601	2,521	1,093	235	8,450
平成16	927	1,701	771	520	3,919	2,282	701	341	186	3,510
平成17	274	517	615	834	2,240	1,401	471	141	239	2,252
平成18	208	459	539	446	1,652	1,162	241	55	298	1,756

注)

※1: 一般項目とは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する水道水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌(群)、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、その他項目（塩化物イオン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量等)、pH値、味、臭気、色度及び濁度）をいう。

※2: 検査井戸数とは、原則として一般項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況（飲用指導など）が確認された井戸の数を計上している。

※5: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。

・各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

② トリクロロエチレン等項目の水質検査状況

表3-3 トリクロロエチレン等^{※1}の水質基準超過状況

	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
検査井戸数 ^{※2}	5,956	6,664	5,531	6,466	5,577
基準超過井戸数(超過率 ^{※3})	300 (5.0%)	412 (6.2%)	248 (4.5%)	277 (4.3%)	259 (4.6%)
四塩化炭素	20 (0.7%)	19 (0.5%)	6 (0.2%)	14 (0.5%)	7 (0.3%)
1,1-ジクロロエチレン	9 (0.4%)	10 (0.3%)	14 (0.5%)	14 (0.5%)	10 (0.3%)
シス-1,2-ジクロロエチレン	23 (0.9%)	25 (0.8%)	20 (0.7%)	18 (0.6%)	25 (0.8%)
ジクロロメタン	0 (0.0%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
テトラクロロエチレン	266 (5.1%)	226 (3.8%)	136 (3.0%)	216 (4.2%)	191 (3.7%)
トリクロロエチレン	74 (1.4%)	103 (1.8%)	74 (1.6%)	99 (2.0%)	121 (2.3%)
ベンゼン	4 (0.1%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1,2-ジクロロエタン	4 (0.2%)	3 (0.1%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)
1,1,2-トリクロロエタン	0 (0.0%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1,1,1-トリクロロエタン	12 (0.2%)	2 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)
その他有機溶剤等 ^{※1}	- (-)	6 (0.2%)	1 (0.0%)	4 (0.1%)	3 (0.1%)

表3-4 トリクロロエチレン等の水質基準超過井戸の対応状況

年 度	対 応 状 況 ^{※4}							
	専 用 井 戸 ^{※5}				併 用 井 戸 ^{※5}			
	水道加入	煮沸	その他	計	飲用中止	煮沸	その他	計
平成14	2	57	10	69	161	33	18	212
平成15	24	109	7	140	208	45	15	268
平成16	19	19	28	66	153	6	16	175
平成17	21	30	10	61	93	16	4	113
平成18	48	16	3	67	76	6	3	85

注)

※1: トリクロロエチレン等とは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する水道水質基準項目等のうち、四塩化炭素をはじめとする有機溶剤系物質項目である。ジクロロメタン、1,1,2-トリクロロエタン、ベンゼンについては、近年個別物質の検出事例が僅かであることから、物質単位での集計をやめ、平成15年度分調査よりその他有機溶剤等として集計している。

※2: 検査井戸数とは、原則としてトリクロロエチレン等のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。

※5: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれていて等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。

・各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

③ その他水質基準項目水質検査状況

表3-5 その他項目^{※1}の水質基準超過状況

	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
検査井戸数 ^{※2}	19,427	27,409	21,856	18,399	18,465
基準超過井戸数(超過率 ^{※3})	1,992 (10.3%)	2,548 (9.3%)	1,558 (7.1%)	1,307 (7.1%)	1,517 (8.2%)
ヒ素	166 (4.9%)	716 (7.4%)	261 (5.9%)	231 (6.3%)	193 (3.8%)
フッ素	191 (5.3%)	281 (4.0%)	162 (4.4%)	293 (7.3%)	371 (7.8%)
水銀	7 (0.3%)	27 (0.6%)	16 (0.5%)	18 (0.7%)	20 (0.7%)
六価クロム	- (-)	13 (0.3%)	11 (0.4%)	8 (0.3%)	7 (0.2%)
その他水質基準項目 ^{※4}	3,205 (13.7%)	1,013 (5.4%)	949 (4.6%)	936 (4.8%)	1,259 (7.1%)

表3-6 その他項目の水質基準超過井戸の対応状況

年 度	対 応 状 況 ^{※5}					
	専 用 井 戸 ^{※6}			併 用 井 戸 ^{※6}		
	水道加入	その他 ^{※7}	計	飲用中止	その他 ^{※7}	計
平成14	110	537	647	365	168	533
平成15	208	526	734	758	85	843
平成16	79	105	184	309	8	317
平成17	60	111	171	171	26	197
平成18	84	102	186	175	48	223

注)

※1: その他項目とは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する水道水質基準項目の内、①一般項目、②トリクロロエチレン等で調査した項目以外のヒ素、フッ素等の項目である。

※2: 検査井戸数とは、原則としてその他項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4: その他水質基準項目とは、その他項目のうち、ヒ素、フッ素、水銀及び六価クロム以外の項目（鉄、マンガン、硬度等）である。

※5: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況（飲用指導など）が確認された井戸の数を計上している。

※6: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。

※7: その他とは、浄水設備設置、水源変更、煮沸、飲用制限等の措置を指す。

- 各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

④ 全体（基準値超過井戸状況、対策状況）

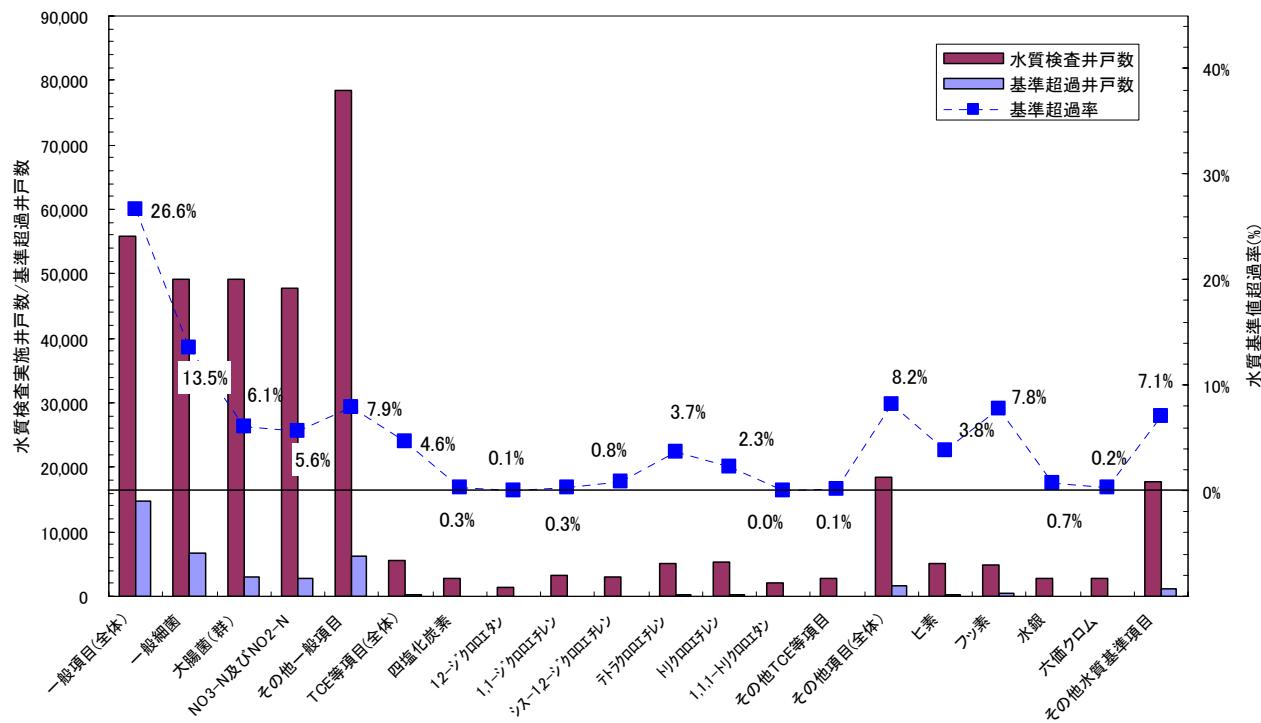


図3-1 飲用井戸等における項目別水質検査状況(平成18年度)

表3-7 規制種別による飲用井戸等の水質検査実施状況

規制種別	区分	設置数	検査井戸数		
			一般項目	TCE等項目	その他項目
条例対象施設	公営	(817)	396	141	194
	その他	(6,077)	3,556	1,337	1,587
	小計	(6,894)	3,952	1,478	1,781
要対象・施設領等	一般飲用井戸	442,820 (58,016)	13,878	1,309	4,699
	業務用飲用井戸	32,235 (8,394)	6,102	308	1,577
	その他の井戸	113,761 (46,530)	9,585	863	3,615
	小計	588,816 (112,940)	29,565	2,480	9,891
規制対象外施設	一般飲用井戸	145,064 (74,543)	13,719	1,133	6,043
	業務用飲用井戸	5,743 (3,545)	2,508	133	415
	その他の井戸	152,705 (7,462)	6,008	353	335
	小計	303,512 (85,550)	22,235	1,619	6,793
合計		899,222 (205,384)	55,752	5,577	18,465

注)

一般飲用井戸とは、個人住宅、寄宿舎、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設。
業務用飲用井戸とは、官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設。
その他の井戸とは、一般用・業務用の区別ができるない給水施設。
設置数のうち括弧内は、台帳等により実数が把握できている井戸数を示す。

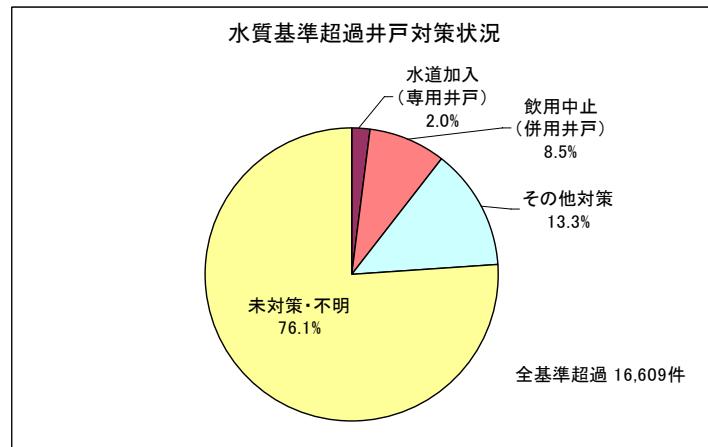
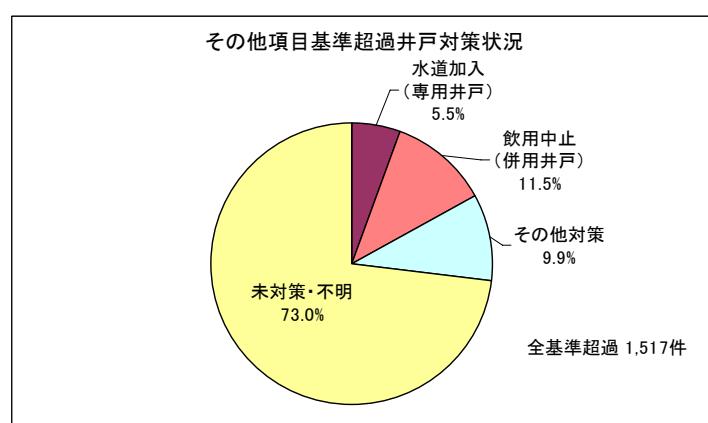
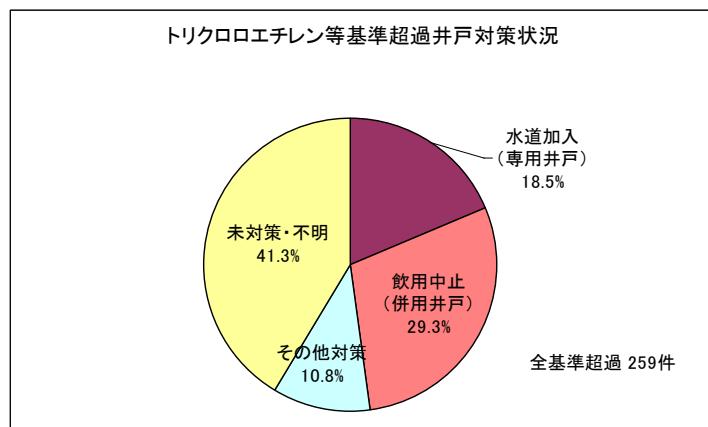
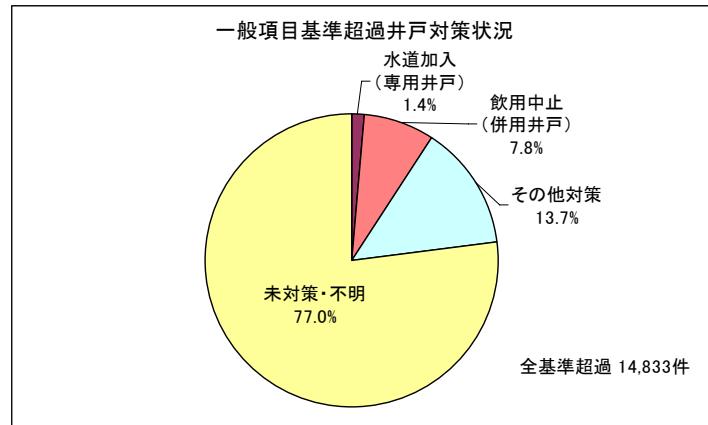


図3-2 基準超過飲用井戸の対策実施状況

注) その他対策とは、表3-2, 4, 6に示す専用井戸の水道加入及び併用井戸の飲用中止以外の対策であり、専用井戸と併用井戸を合計したもの。未対策・不明とは、基準超過井戸のうち、その後の対応がなされていない又は把握されていないものを指す。

表3-8 都道府県等が実施した設置者への啓発・指導等の実施状況

各種対象	条例対象		要綱・要領等対象			対象外・未制定		
規制状況別都道府県等数	42		71			47		
啓発・指導等の内容	公営	その他	一般 飲用 井戸	業務用 井戸	その他の井戸	一般 飲用 井戸	業務用 井戸	その他の井戸
検査項目・結果への助言	22	32	38	32	22	21	9	8
	(52.4%)	(76.2%)	(53.5%)	(45.1%)	(31.0%)	(44.7%)	(19.1%)	(17.0%)
周辺汚染情報の提供	13	17	17	14	10	3	3	1
	(31.0%)	(40.5%)	(23.9%)	(19.7%)	(14.1%)	(6.4%)	(6.4%)	(2.1%)
条例等による水質検査の指導	23	31	21	20	10	2	3	2
	(54.8%)	(73.8%)	(29.6%)	(28.2%)	(14.1%)	(4.3%)	(6.4%)	(4.3%)
設置届出指導	18	25	4	5	5	0	0	0
	(42.9%)	(59.5%)	(5.6%)	(7.0%)	(7.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
PRパンフレット	13	18	19	16	11	7	2	2
	(31.0%)	(42.9%)	(26.8%)	(22.5%)	(15.5%)	(14.9%)	(4.3%)	(4.3%)
研修会、講習会	7	8	0	4	2	0	0	0
	(16.7%)	(19.0%)	(0.0%)	(5.6%)	(2.8%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)

啓発・指導等を実施した都道府県等数 (啓発・指導等を実施した割合)

注)

※ 対象外・未制定とは、条例・要領等を制定している都道府県等が対象外施設に対して行った啓発・指導等と条例・要領等を制定していない都道府県等が行った啓発・指導等の合計。

表3-9 飲用井戸に係る条例・要綱等制定状況(平成19年4月現在)

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設
青森県	条例	S47.12.23	一般需要で100人以下又は、一般需要以外で30人以上100人以下
	要領	S62.8.21	全施設
岩手県	条例	S34.4.1	1日の利用者が100人超
	要領	H15.3.31	全施設
宮城県	条例	S50.7.1	30人以上
秋田県	条例	S35.7.1	30人以上100人以下
	要領	S62.4.1	30人未満
山形県	条例	S44.4.1	50人以上
	要領	H3.11.20	全施設
福島県	条例	S54.10.1	50人超
	要領	H1.10.1	50人以下
茨城県	条例	S56.4.1	50人以上及び賃貸住宅
栃木県	条例	S38.11.1	50人以上
	要領	H1.6.15	50人未満
群馬県	条例	S33.10.24	30人以上
埼玉県	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
千葉県	条例	S37.6.1	50人以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	要綱	S62.10.1	全施設
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	要綱	S63.8.1	全施設
新潟県	条例	S33.4.1	30人以上100人以下
富山县	要領	H14.4.22	全施設
石川県	要領	S63.4.1	全施設(天水を利用する施設は除く)
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	要領	H14.12.4	全施設
長野県	要領	H5.12.1	全施設(旅館等を除く)
岐阜県	要綱	H13.4.1	全施設
静岡県			
愛知県	要領	S62.4.1	全施設
	要領	H3.4.1	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設
京都府	条例	S24.4.10	業務用井戸及び10世帯以上
大阪府	条例	S33.4.1	50人以上または1日最大給水量7.5m ³ 以上のもの
	要領	S62.7.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m ³ 未満のもの
兵庫県	条例	S39.4.1	50人以上
	要領	H17.4.1	全施設
奈良県			
和歌山县			
鳥取県	要領	H3.7.24	全施設
島根県			
岡山県	要領	H1.4.1	全施設
広島県	要領	H5.12.1	全施設
山口県			
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設
愛媛県	要領	S62.7.1	全施設
高知県	要領	H3.1.1	全施設
福岡県	要領	S63.4.1	全施設
佐賀県	条例	S35.11.1	50人以上100人以下
長崎県			
熊本県			
大分県	条例	S33.11.1	50人以上
	要領	H16.4.1	全施設
宮崎県	要領	S62.4.1	全施設
鹿児島県			
沖縄県			
特別区	種類	施行日	対象施設
新宿区	要綱	S62.11.18	全施設
目黒区	要綱	S63.4.1	全施設
大田区	その他	H10.7.1	全施設
北区	要綱	S63.6.1	全施設
足立区	要綱	H17.4.1	全施設
保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
小樽市	要領	H1.1.20	全施設
函館市	要領	H1.5.1	全施設
旭川市	要領	H18.4.1	全施設
青森市	要領	H19.10.1	全施設
仙台市	(条例)		30人以上
	要綱	H12.4.1	30人未満
秋田市	(条例)		30人以上
	要領	H10.4.1	30人未満
郡山市	条例	H8.12.20	50人超
いわき市	条例	H11.4.1	50人超
	要領	H12.4.1	50人以下
宇都宮市	(条例)		50人以上
	要領	H14.4.1	50人未満
さいたま市	(条例)		50人以上又は10世帯以上
川越市	(条例)		50人以上又は10世帯以上
千葉市	条例	H4.4.1	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
八王子市	条例	H19.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	要綱	H19.4.1	全施設
横浜市	条例	H4.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	その他	H16.10.28	専ら一戸の住宅
川崎市	条例	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	要綱	S62.12.8	専ら一戸の住宅
横須賀市			
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
新潟市	条例	H12.3.28	食品営業施設
富山市			
金沢市	要領	H16.4.1	全施設
長野市	要綱	H17.1.1	20人以上
	要綱	H16.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.4.1	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	H15.4.1	全施設
名古屋市	要綱	S52.1.1	全施設
豊橋市	要領	H12.4.1	全施設
豊田市	条例	H12.4.1	食品営業施設
	その他	H11.1.8	全施設
岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
京都都市	要領	H2.10.29	全施設
大阪市			
堺市			
東大阪市	要領	S63.4.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m ³ 未満のもの
	要領	S63.4.1	〃
	要領	H3.7.10	全施設
高槻市	要領	H15.4.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m ³ 未満のもの
	要領	H15.4.1	〃
神戸市	(条例)		50人以上
尼崎市	(条例)		50人以上
西宮市	(条例)		50人以上
姫路市	(条例)		50人以上
奈良市			
和歌山市			
岡山市	要領	H6.4.1	全施設
倉敷市	(要領)		全施設
広島市	要領	S62.4.1	全施設
吳市	(要領)		全施設
福山市	要領	H10.4.1	全施設
下関市			
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
松山市	(要領)		全施設
高知市	要綱	H10.4.1	全施設
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
北九州市	(要領)		全施設
大牟田市	要領	H3.4.1	全施設
長崎市	要綱	H15.4.1	全施設(個人用除く)
佐世保市			
熊本市	要綱	H5.7.1	全施設
大分市	(条例)		50人以上
	(要領)		全施設
宮崎市	要領	H16.4.1	全施設
鹿児島市			

特別区23区のうち、この他の18区は飲用井戸等の管理に関する要綱等を策定していない。()は、国の要領や県の条例・要領等を適用しているもの。